

国際海事機関（IMO）第104回海上安全委員会

（MSC 104）の主な結果概要

1. 衛星測位システム「みちびき」の承認

我が国は、2018年5月の第99回IMO海上安全委員会（MSC 99）において、我が国独自の衛星測位システムで高精度な位置情報を提供する「みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）」を国際的に利用される船舶用の衛星航法システム^(※2)として位置付けることを提案し、以降、MSC及び傘下の小委員会（NCSR^(※1)）において検討が行われてきました。

今次会合では、「みちびき」の性能が船舶用の衛星航法システムとして外洋のみならず、沿岸航行及び入出港時に必要な測位精度や信頼性等の基準^(※3)に適合していることが確認され、船舶用の衛星航法システムとして、正式に位置付けられました。

外洋のみならず、船舶が輻輳する沿岸航行時等の航行支援のための運用基準に適合する衛星航法システムはこれが世界初^(※4)です。今後、我が国関係船舶のみならず、諸外国の船舶にも広く利用されることで、海上輸送の安全性向上が期待されます。

- ※ 1 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、捜索救助に関する国際的指針等について検討を行う小委員会。
- ※ 2 海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき船舶に搭載される衛星測位システムの受信機等で使用される測位システムは、測位精度等のIMO基準への適合を確認し、IMOによる船舶用の衛星航法システム（WWRNS：World-Wide Radio Navigation System）認証を受けることが必要。
- ※ 3 基準（IMO総会決議 A.1046(27)）の例
測位精度（外洋航行時誤差100m以内、沿岸航行時誤差10m以内）
信頼性（外洋航行時：システム稼働率99.8%、沿岸航行時：システム稼働時、各15分間で99.97%の連続稼働を追加要求）
- ※ 4 既存の船舶用の衛星航法システム認証を受けた測位システムであるGPS（米国）、GLONASS（ロシア）、Galileo（欧州）、BeiDou（中国）及び IRNSS（インド）はいずれも外洋航行時の航行支援のための運用基準にのみ適合

みちびき（準天頂衛星システム：QZSS）の概要



出典：<https://qzss.go.jp/>

衛星測位システムとは、衛星からの電波によって位置情報を計算するシステムのことです。米国の GPS がよく知られていますが、みちびきを日本版 GPS と呼ぶこともあります。4 機以上の衛星で衛星測位は可能ですが、安定した位置情報を得るためにには、より多くの衛星が見える必要があります。みちびきは GPS と一緒に利用できるため、多くの可視衛星数を確保し、安定した高精度測位を行うことを可能とします。

2. アンモニア燃料船のガイドライン検討

国際海運からの温室効果ガスの排出削減のため、アンモニアを燃料とする船舶の開発が我が国を含め世界中で進められています。

今次会合では、アンモニア燃料船の普及促進に向けて、我が国より、国際的な安全ガイドライン策定に向けた検討を開始する提案を行ってきました。

本件に関しては、重要かつ優先度の高い案件であることとして審議計画案に反映されたことに加え、早急に取り組むべきとした日本への多数の支持が寄せられました。

一方で、新型コロナウイルスの影響によりオンライン会議となったことで時間が限られることを理由に、採択にかかる審議は2022年4月に開催予定の第105回海上安全委員会（MSC 105）へ延期されました。

MSC 105において採択されれば、我が国の提案どおり、2022年秋に開催予定の第8回貨物運送小委員会※（CCC 8）から、具体的な審議が開始されます。

※ 安全及び環境に配慮した個品危険物及びばら積み貨物の運送、ガス燃料船及び液化ガスばら積み船の安全要件の見直し、コンテナの安全に係る事項等について審議を行う小委員会。

3. 自動運航船（MASS）の国際ルール策定に向けた検討

本年5月の第103回IMO海上安全委員会（MSC 103）において、2018年から進められていた自動運航船が既存規制体系に及ぼす影響を分析するための論点整理作業が完了しました。その際、今後の自動運航船に関する検討にあたっては、しっかりととした作業計画・タイムライン等の策定が必要であるとされ、基準作成に向けた作業計画策定、自動運航システムの適用等に関するガイドライン策定等が優先検討事項として特定されていたところです。

我が国等は、これを踏まえて検討を進め、今次会合でゴールベース型の自動運航船の基準作成、リスク評価や性能標準等を含むガイドラインの策定をはじめとする優先検討事項全ての検討に着手すべきとの提案文書を提出しました。その結果、我が国等

による提案に沿った形で今後の検討を進めることが合意され、2022年開催予定のMSC105から検討を開始することとなりました。

我が国は、引き続き、こうしたIMOにおける自動運航船に関する議論を主導し、実用化に向けた環境を整備することで、海難事故の減少や船員労働環境の改善、我が国海事産業の国際競争力強化の実現を図ってまいります。

4. 条約等の改正案の採択

前回会合において承認されていた以下の条約等の改正案が採択されました。

- ・ 1966年の満載喫水線に関する国際条約の1988年の議定書（LL条約議定書）の改正
- ・ 国際ガスキャリア（IGC）コードの改正

これらは、一部の貨物船、液化ガスばら積み船の水密戸について、従来のスライド式（滑り式）に加え、新たにスイング式（ヒンジ式）の使用を認めるものであり、2024年1月1日発効予定です。

5. 新型コロナウイルス感染症関連

IMO加盟国に対し、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中で船員が直面する課題に対処するための包括的な行動指針として、

- ・ 船員を「キーワーカー」に指定すること
- ・ 安全かつ円滑な船員交代を促進すること
- ・ 船員の新型コロナワクチン接種を促進すること
- ・ 船員が速やかに医療を受けることができるよう措置すること 等

を推奨するIMO総会決議案がまとめました。この決議案は、今年12月に開催予定の第32回IMO総会において採択される見込みです。

以上